

6 規則を変えるには。

ある宗教法人の代表役員Aさんと別の法人の代表役員のBさんの会話です。

Aさん：「私のところでは、駐車場を始めました。」

Bさん：「なぜですか。」

Aさん：「最近、門信徒が減って、法人の運営が財政的に苦しいものですから。」

Bさん：「ところで、Aさん。規則の変更は行ったんでしょうね。」

Aさん：「いえ、まだです。」

Bさん：「そりゃ大変だ。事業を新たに始める場合には規則の変更も必要なんですよ。」

早く、所轄庁に規則変更の認証申請をした方がいいですよ。」

Aさん：「教えてくださって、どうもありがとう。」

宗教法人における規則は、法人の目的、組織、管理運営の根本原則を宗教法人法にのっとり、法人自身が定めたものであり、法人の業務運営は、この規則に従って行わなければならない。

したがって、法人の運営方法等を変えようとするときには、規則を変更する必要があります。



規則変更の手続

規則を変更するには、2段階の手続が必要です。

第1段階：まず、**法人内部の手続**があります。法人内部の規則変更手続をどのように定めるかは、各法人の自主性に委ねられており、それぞれの規則でその手続を定めることになっています。規則の変更については、一般に、責任役員会の議決の外に総代会や門徒総会等の議決を経ることとし、しかも、その議決は、通常の事務決定の過半数ではなく3分の2以上とするなど重くしている例が多く見受けられます。

第二十六条 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。(略)

第2段階：法人内部の規則変更の手続が完了したら、法人は、**所轄庁に対し認証のための申請手続**をとらねばなりません。そのためには、「規則変更認証申請書」に「変更しようとする事項を示す書類」、「規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類」などを添えて所轄庁に提出することが必要です。

なお、規則変更は、規則変更認証書の交付によってその効力を生じます。

第二十七条 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

第二十八条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合には、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。

一 その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

二 その変更の手続が第二十六条の規定に従ってなされていること。

第三十条 宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

以上の手続を図解すれば、次のようになります。

規則変更の手続の順序

